

2017年度「高円宮杯U-18サッカーリーグ2017 プリンスリーグ関東」

大会要項

===試合===

第1条 <大会概要>

- ① 大会概要は以下とする。
 - 名称； 高円宮杯U-18サッカーリーグ2017 プリンスリーグ関東
 - 主催； (一社) 関東サッカー協会
 - 主管； 高円宮杯U-18サッカーリーグ2017 「プリンスリーグ関東」運営委員会
高円宮杯U-18サッカーリーグ2017 「プリンスリーグ関東」実行委員会
 - 日程； 2017年4月～12月
 - 会場； 関東近郊各所
 - 入場； 原則無料

第2条 <大会形式>

- ① 運営委員会にて承認された10チームが、2回戦総当り方式のリーグ戦を行う。

第3条 <競技規則>

- ① 試合は、2017年度(公財)日本サッカー協会(以下「JFA」という) 競技規則に従って実施する。

第4条 <参加資格>

- ① JFAに第2種加盟あるいは準加盟されたチームとする。
- ② 参加チームの所属選手であるとともに、JFA発行の写真付選手証(以下「選手証」という)を所持していること。(年度初めの新1年生については「選手証」が発行されるまでの期間、バックアップ(JFAのWeb登録の写し)を携行すること)
- ③ 全国高等学校体育連盟加盟チームに関しては1998年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、同一学年での高円宮杯サッカーリーグへの出場は1回限りとする。なお、前述「出場」とは大会エントリーではなく試合出場を指す。(全国高等学校体育連盟主催大会の規定に準ずる)

第5条 <本大会における選手登録>

- ① 前条の資格を有する選手とする。
- ② 登録人数は最大30名とする。
- ③ エントリー選手が特別強化選手となった場合、クラブにおいてトップ昇格した場合や日本代表に招集された場合は、該当選手の代わりに新たな選手の追加登録を認める。その際は、運営委員長の承認を得なければならない。

- ④ GKが長期の怪我をした場合、GKを1名のみ自チームの登録外選手から追加できる。その際には、運営委員長へ診断書を提出し、承認を得なければならない。
- ⑤ 本リーグにエントリーされた選手は、「第1節～第5節」「第6節～第9節」「第10節～第15節」「第16節～第18節」のウィンドウ期間中に14名（フィールドプレーヤー13名、ゴールキーパー1名）ブロックされる。なお、ブロック選手は1回目のみ各チームで選出し、2～4回目は出場時間の多い選手となる。
- ⑥ 試合に登録できる外国人籍の選手は1試合3名まで出場できる。
- ⑦ クラブ申請を行っているチームは、JFA3種登録している所属選手の出場を認める。
- ⑧ 初回の登録選手の申請は、3月21日（火）13：00までとする。ブロック選手の変更については、3月31日（金）13：00までとする。
- ⑨ 以後の登録選手の変更は、6月6日（火）から21日（水）17：00まで（第6節開始日前）、8月15日（火）から23日（水）17：00まで（第10節開始日前）、11月14日（火）から22日（水）17：00まで（第16節開始日前）の3回受け付ける。尚プレミアリーグが登録期間を変更した場合、その変更準じる。

第6条 <移籍選手の出場>

- ① 選手が本大会期間中に移籍をした場合、以下の通りとする。
 - 前期に移籍した選手は、後期のみ出場することができる。
 - 後期に移籍した選手は、本大会に出場することはできない。

第7条 <ユニフォーム>

- ① 参加チームは「JFAユニフォーム規程」に基づいたユニフォームを使用する。
- ② 前項のユニフォームには、「メンバー提出用紙」に記載された選手番号が明確に表示すること。
- ③ 本大会において着用するユニフォームの選手番号は、選手登録を行った番号で統一する。
- ④ 出場する選手は、第1～18節までを固定番号とする。番号の変更は認めない。

第8条 <フィールド内のチーム要員>

- ① フィールド上に用意されたチーム用ベンチには、交代要員9名とスタッフ5名（どちらも最大数）がベンチ入り出来る。
- ② 試合中の選手の交代は、5名までとする。
- ③ ベンチでの喫煙は禁止する。
- ④ 通信機器の使用は禁止する。
- ⑤ 参加チームは、運営委員会、所属リーグ、所属連盟等の決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。合わせてピッチ周辺にも立ち入ってはならない。
- ⑥ 退席を命じられたチームスタッフは、ピッチ周辺に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。
- ⑦ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合、チーム役員2名に限りピッチ内へ立ち入ることができる。（但し、同スタッフは可及的すみやかに負傷の

程度を判断した上、ピッチ外に退去しなければならない)

- ⑧ あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフの内、その都度1名のみが、テクニカルエリア内で戦術的指示を伝えることができる。(なお、必要な場合は通訳が同行し指示を与えることを認める)
- ⑨ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審からの「審判報告書」もしくは会場責任者からの「会場責任者報告書」を受けた規律フェアプレー規律委員会により処分が決定される。

第9条 <試合時間と勝敗の決定>

- ① 本大会の試合時間は、90分間(前後半各45分)とし、勝敗が決定しない場合には引き分けとする。
- ② 後半のキックオフ時刻は、前半終了より15分後にキックオフする。

第10条 <リーグ戦の順位決定>

- ① 各リーグ戦が終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし順位を決定する。(但し、勝点が同一の場合は、次の各項の順序にて順位を決定する)
 - 得失点差
 - 総得点数
 - 当該チーム間の対戦成績(イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数)
 - 抽選

第11条 <昇格>

- ① 本リーグ1位チーム、2位チーム、3位チームは、上部リーグである「プレミアリーグ」への参入戦出場資格を獲得し、参入戦で勝利した場合、次年度「プレミアリーグ」の出場資格を得る。

第12条 <降格>

- ① 各リーグ最終順位に応じ下位チームは、次年度は直近下部リーグへ降格する。
 - 各リーグの降格チーム数は、上部リーグからの降格数により変動する。
(運営委員会で決定する次年度の各リーグ参加チーム数を優先させ降格数を変動させる)

第13条 <表彰>

- ① 各リーグの優勝チームには、記念品を授与する。

第14条 <審判員>

- ① 主審、副審、第4の審判については、運営委員会より関東サッカー協会審判委員会へ審判資格ある者の派遣を依頼する。
- ② 主審または、副審のいずれかがその職務の続行が不可能となる事態が発生した場合、原則として、第4の審判が副審を務める。

=== 試合会場 ===

第15条 <試合会場の確保と維持>

- ① 試合は、実行委員であるホームチームが主管する。
- ② ホームチームは次条以下に定める要件を具備する試合会場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう維持管理するべく最大限の努力をする責任を負う。

第16条 <試合会場>

- ① 試合会場は、次の各項の条件を満たすもので実施する。
 - ピッチは、原則として天然芝及び人工芝であり、縦長105m、横幅68mであることが望ましい。やむを得ない場合で土のグラウンドを使用する場合は、運営委員会の承認を得ること。
 - ゴールのポストおよびバーは白色でグラウンドに安全性を保つ為に確実に固定しなければならない。原則として丸型（12cm）が望ましい。
 - コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、旗をつけた先端のとがっていない高さ1.5m（5フィート）以上のコーナーフラッグポストを立てること。
 - ラインは明瞭に引き、幅12cmが望ましい。
 - フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼす恐れのある物は一切放置もしくは設置してはならない。

第17条 <試合会場付帯設備>

- ① 試合会場は、原則として次に各項の付帯設備を満たすもので実施する。
 - 更衣室（仮設テント可）。雨天時に対応できる仮設テントが望ましい。
 - 本部室（ミーティングや医療行為等が行える場所であり、仮設テント可）
 - スコアボード（原則として形状は問わない）

第18条 <ベンチとテクニカルエリア>

- ① チームベンチは、原則として次の各項の条件を満たすもので実施する。
 - 競技および審判員の妨げにならない位置に設置すること。
 - ベンチ前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置しその範囲はベンチの両サイドから1m外側までで、ベンチの前面から始まりタッチラインから1mのところまでとする。
 - それぞれのチームのベンチ位置はホームチームが指定する。
 - 第4の審判員のベンチを備えなければならない。

第19条 <医事運営>

- ① ホームチームは試合の開催に先立ち、試合会場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保する。

第20条 <掲揚旗・横断幕の設置>

- ① 本大会の試合会場には、JFAにて製作した大会タイトル横断幕および本大会スポンサー広告横断幕

を掲出できるスペースを確保する。

第21条 <悪天候の場合のピッチ整備の義務>

- ① ホームチームは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても可能な限りピッチを整備し、その試合会場での試合が実施出来るよう最善の努力をする。

第22条 <公式記録>

- ① 記録員は、ホームチームより選出する。
- ② 記録員は、所定の公式記録用紙により「試合記録」を作成する。
- ③ 記録員は、試合終了後、内容確認のため主審、及び両チームの責任者またはスタッフの署名を受けたのち、すみやかに各所に展開する。
- ④ ホームチーム運営担当者は、公式記録の原紙をすみやかに運営委員会事務局へ送付する。

===運営===

第23条 <会場責任者>

- ① 会場責任者は、ホームチームが所属する都県運営委員より決定する。
- ② 会場責任者の人選は、第三者とする。
- ③ 試合当日等に不測の事態が起きた場合、ホームチーム所属の役員が会場責任者になることを認める。但し、その際はベンチ入り以外の役員でなければならず、常に客観的な平等な判断をしなければならない。
- ④ 会場責任者は次の事項を実施する。
 - キックオフ時刻の90分前に会場に到着すること。
 - キックオフ時刻の70分前に出場チーム（監督・チームスタッフ）、審判員、ホームチーム運営担当者とともにマッチ・コーディネーション・ミーティング（以下「MCミーティング」という）を行うこと。
 - MCミーティングの際、「メンバー提出用紙」ならびに「選手証」により、選手の試合出場資格、ユニフォームの色等を出場チーム、審判員、ホームチーム運営担当者とともに確認すること。
 - 試合会場の設備、運営状況を確認し、不備があれば指導すること。
 - 「公式記録」に署名をすること。
 - 両チームならびに審判団の解散を見とどけること。
 - 試合中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合は「会場責任者報告書」を運営委員長に提出すること。

第24条 <主管、運営責任>

- ① 試合は、ホームチームが主管し、実行委員を中心に運営にあたる。
- ② ホームチームは選手・審判員・役員及び観客等の安全を確保する義務を負う。

第25条 <日程、キックオフ時刻、会場>

- ① 本大会は、各リーグ開幕前に運営委員会で決定された日程表に従い試合を開催する。
- ② 参加チームは、あらかじめ定められた日程、開始時刻を厳守する。
- ③ 開幕前に決定された日程、キックオフ時刻、会場の変更は認めない。
- ④ MCミーティングに「選手証」もしくは「バックアップ」を提出できない場合は、大会規律フェアプレー委員会により処分が決定される。
- ⑤ 開始時刻10分前に選手が揃わない場合、選手が揃わなかったチームの不戦敗とし、大会規律フェアプレー委員会により処分が決定される。

第26条 <特別な事情による変更>

- ① 天候、公共交通機関の乱れ等による影響で、急遽キックオフ時刻または会場の変更をせざるを得ない事態が発生した場合、会場責任者はホームチーム、ビジターチームと変更内容を協議、確認し合い、合意事項として会場責任者が運営委員長（不在の場合は副委員長）の承認を得なければならない。
- ② 変更が了承された場合、会場責任者はホームチーム運営担当者と共に速やかに関係各所への連絡、調整の責を負う。
- ③ 試合開催前、チーム事情による日程変更を必要とする事由が発生した場合、当該チームは運営委員長へ書面をもって申請し、承認を得なければならない。
- ④ 変更が認められた場合は、当該チームが関係各所への連絡、調整の責を負う。
- ⑤ 参加チームは、特別な事情があると認められた場合、日程等の変更に応じなければならない。

第27条 <試合球>

- ① JFAより支給された試合球を参加チームそれぞれに配布する。
（モルテン社『ヴァンタッジオ 5000 コンペティション』（品番；F5V5002）
- ② ホームチームは、支給された指定球をホームゲーム開催会場へ携行し、大会期間を通して使用する。
- ③ 本大会は、マルチボールシステムを採用する。（但し、会場の大きさによって、マルチボールに使用する試合球数を変動することができる。その際は、必ずMCミーティング内で協議し、主審の許可を得るものとする）

第28条 <係員>

- ① ホームチームは、試合実施を円滑に進行するため、原則として次の各号の補助係員をおき、必要な業務を実施する。
 - ボールパーソン（若干名）
 - 担架要員（4名以上、担架は最低1台用意しておくこと）
 - 記録員

第29条 <試合会場への到着>

- ① チームは原則として、キックオフ時刻の90分前までに会場に到着すること。

第30条 <敗戦とみなす場合>

- ① 一方のチームの責に帰すべき事由により、試合開催が不能または中止となった場合、その帰責事由のあるチームは、主審からの「審判報告書」もしくは会場責任者からの「会場責任者報告書」を受けた大会規律フェアプレー規律委員会により処分が決定される。

第31条 <試合の中止、及び中断の決定>

- ① 試合の中止は、主審及び会場責任者がホームチーム運営担当者と協議の上、決定する。（但し、主審及び会場責任者が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止せざるを得ない場合は、ホームチーム運営担当者が各所管の運営委員と協議の上、決定する）
- ② 以後の対応については、速やかに関係各所と協議し運営委員長が決定する。
- ③ 主審が試合の中断を決定した場合、ホームチームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

第32条 <不可抗力による開催不能または中止>

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、当該試合の取り扱いについては、主審からの「審判報告書」もしくは会場責任者からの「会場責任者報告書」を受け運営委員会が決定する。
 - 90分間の再試合
 - 中断時点からの再開試合
 - 中断時点での試合成立（後半30分以降は成立とみなす）

第33条 <開催不能または中止となった試合の記録>

- ① 開催不能または中止となった試合の懲罰は、懲罰規定に則り決定する。
- ② 以後の対応については、速やかに大会規律フェアプレー委員会にて協議し運営委員長が決定する。

第34条 <メンバー提出>

- ① チームは、キックオフ時刻の70分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の「選手証」とともにし、試合エントリーを完了させる。
- ② 試合エントリー完了後からスターティングメンバーのラインアップ時までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審の承諾を得た場合に限り認められる。
 - 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。
 - 先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。
 - 控え選手の場合、新たな選手を補充することができる。

第35条 <選手証の取扱い>

- ① MCミーティング時に提出する「メンバー用紙」に記載された選手の「選手証」不備は、「バックアップ」（「電子登録証」および「選手証」のコピー。いずれも写真が登録されたものに限る）での対応を可能とする。

- ② 「電子登録証」で選手証確認を行う場合、当該チームがMCミーティング時に「電子登録証」を準備する。
- ③ MCミーティング時に「選手証」もしくは「バックアップ」が提出できない場合、会場責任者は「会場責任者報告書」を運営委員長へ提出し、当該チームは大会規律フェアプレー委員会によって処分が決定される。
- ④ Webページへの写真の登録等、技術的に困難なチームに対しては、要件を満たすものであれば選手証として認める方向で当面对応すること。

第36条 <警告による出場停止処分>

- ① 本大会で累積された警告が3回となった選手は、自動的に本大会の次戦の試合において出場停止処分を受ける。
- ② 同一試合で警告2回による退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次戦の試合において出場停止処分を受ける。異なるレベルのリーグ戦（都県リーグ等）では、出場停止処分を消化しない。但し、本大会の終了時に残存した出場停止処分については、順次、次の公式戦（連盟大会、FA主催大会、天皇杯都県予選等）に適用される。また、選手登録変更ウィンドウが開いて、異なるレベルのリーグ戦へ移動した場合、未消化の出場停止処分は移動先のリーグへ持っていくものとする。
（※JFAからの「育成年代リーグ戦における懲罰適用基準に準拠する」）
- ③ 前項目①②における警告は、試合出場停止により処分されたものとし累積されない。
- ④ 前項①②における処分に該当する行為を重ねて行った場合は、最低2試合の出場停止処分を受ける。
- ⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
- ⑥ プレミアリーグ参入決定戦については、JFAが定める規程に準ずる。
- ⑦ プリンスリーグ参入決定戦については、累積された警告での出場停止処分及び警告の累積はしない。

第37条 <退場処分>

- ① 退場処分を受けた選手は、大会規律フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。（また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする）
- ② 退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次戦の試合において出場停止処分を受ける。異なるレベルのリーグ戦（都県リーグ等）では、出場停止処分を消化しない。但し、本大会の終了時に残存した出場停止処分については、順次、次の公式戦（連盟大会、FA主催大会、天皇杯都県予選等）に適用される。また、選手登録変更ウィンドウが開いて、異なるレベルのリーグ戦へ移動した場合、未消化の出場停止処分は移動先のリーグへ持っていくものとする。
（※JFAからの「育成年代リーグ戦における懲罰適用基準に準拠する」）

第38条 <未登録・二重登録の処分>

- ① 未登録または二重登録等の出場資格のない選手が出場した場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとし試合を打ち切る。
- ② 既に行われた試合にまで遡っての適用はしない。
- ③ 該当チームの懲罰については大会規律フェアプレー規律委員会により処分が決定される。

第39条 <棄権>

- ① 本大会に参加を申し込んだ後の棄権は一切認めない。
- ② やむを得ない事情で参加が不可能になったチームは、直ちに文書にて理由書を運営委員長へ提出しなければならない。
- ③ 運営委員長は、理由書に基づき運営委員会で審議の上、処置を決定する。
- ④ 当該チームは少なくとも次年度の本大会の出場は認められない。

第40条 <異議申し立て>

- ① 「公益財団法人日本サッカー協会基本規程」により、試合中の判定等について、いかなる異議申立ても受け付けない。
- ② 試合に関する意見、質疑がある場合は、出場チームより「プリンスリーグ関東 運営委員長」宛で、書面にて提出すること。

付則

- 高円宮杯U-18サッカーリーグ2017「プリンスリーグ関東」運営委員会が、2017年度版として提起する。
- 本要項は、平成29年4月1日より効力を発する。
- 次年度の要項は、高円宮杯U-18サッカーリーグ2017「プリンスリーグ関東」運営委員会が、2017年度版として提起する。
- 以降も同様にその年度の運営委員会が提起する。
- 改廃も同様にその年度の運営委員会が実施する。